

## リトルシニア東関東支部内規

(根拠)

第1条 本内規は、リトルシニア東関東支部規程第36条に基づき定める。

(他チームの活動本拠地からの入部)

第2条 他チームの活動本拠地からの入部については、リトルシニア関東連盟規程細則第5条第3項の主旨に則り、以下のとおり執り行う。

(1) 他チームの活動本拠地から入部希望者がある場合は、当該選手及び保護者に居住する地区に活動本拠地チームがあることを説明する。

また、活動本拠地チームの事務局長に入部希望者があることを速やかに連絡する。

(2) 当該選手及び保護者の意思が固い場合は活動本拠地以外のチームへの入部を認める。

ただし、千葉県内の3ブロックにおいては、当該年度に入部した選手を9月末までに活動本拠地チームの事務局長へ、決められた様式により一括して報告する。

また、10月以降12月末までに入部した選手がいる場合は、その都度速やかに報告する。

(他チームの活動本拠地からのシニア杯等への参加)

第3条 各チームが主催するシニア杯等の少年野球大会への参加については、他チームの活動本拠地から、従前からの参加実績等に基づき参加を希望する少年野球チームがある場合は、当該チームの事務局長に参加希望チームがあることを速やかに連絡することで参加を認める。ただし、案内状を送るなどリトルシニア関東連盟規程細則第5条第3項の主旨に反する行為をしてはならない。

(審判講習会)

第4条 審判部が主管となり、年1回以上審判技術向上を目的とした講習会を行う。

2 講習会に掛かる費用は、原則各チームの参加費で賄う。

なお、止むを得ず支出超過の場合は、その取り扱いについて理事会で協議する。

(大会の運営)

第5条 競技部は、支部大会の使用グラウンドについて決定し、各チームに連絡する。

2 競技部は天気予報、グラウンド状態及び日程などを勘案して協議の上、中止または変更、待機などを決定し、各チームに連絡する。

3 第1試合のチームは、当該地区が雨の場合でも、事前に連絡がない限り所定の時間までに試合会場に集合しなければならない。

集合しなかったチームは特段の事情がない限り不戦敗とする。

(帯同審判員)

第6条 各チームは、あらかじめ要請された審判員数を帯同しなければならない。

(派遣審判員)

第7条 各チームから1名以上の審判を事前に支部に登録し、支部大会など必要な大会において当該登録審判員の中から、審判部長が試合日ごとに若干名を各試合会場に派遣する。  
これを派遣審判員という。

(試合速報入力と結果報告)

第8条 グランド責任者は、連盟ホームページの試合速報欄に各試合の経過をイニングごとに入力する。また、各試合終了と同時に競技部の当該大会責任者に結果を報告するとともに、当日の試合結果を所定の用紙に記載の上、あらかじめ指定した箇所へ報告する。

(グラウンド使用料等)

第9条 グラウンド使用料として、ビジターチームがグラウンド提供チームに対し、1試合につき2,000円を支払う。

2 大会で使用するボールは原則として対戦チーム同士が拋出し、拋出したボールは試合終了後、対戦チームへ均等に返却する。

なお、ロージンも同様に対戦チーム同士が拋出し、拋出したロージンは試合終了後、それぞれ拋出チームに返却する。

3 有料グラウンドを使用する場合で、試合数×2,000円で当該グラウンド使用料が賄えない場合は、不足分について各ブロックで均等に負担する。

(役員及び審判員の弁当代)

第10条 各チームは、支部大会において、支部並びに連盟の役員及び派遣審判員の一人当たり700円の弁当代を出場チームで均等に割った金額（四捨五入により10円単位までとする）をグラウンド提供チームに支払う。

2 グラウンド提供チームは、依頼された数の600円程度の弁当を購入し、残額は飲み物、茶菓子代の一部に充てる。

3 グラウンド提供チームは当該弁当代の領収書を発行する。

(審判部交通費)

第11条 各チームは、支部大会の派遣審判員の交通費として、大会終了後支部が発行する請求書に従って、1試合当たり2,000円を支払う。

2 審判部交通費として支部は、年度当初40,000円を負担する。

また、年度末に清算し不足額がある場合は、支部が負担する。

(広報部の業務)

第12条 広報部は次の業務を行う。

- (1) 支部のホームページの管理
- (2) 広報ポスター等の作成
- (3) その他、支部の広報に関する事業

(附則)

この内規は、平成23年1月15日から施行する。

平成24年8月26日一部改正（第8条第3項）

平成24年11月4日一部改正（第2条第1項第2号、第4条第1項、第6条、第9条第1項及び第10条）

平成27年12月1日一部削除（第11条）

平成27年12月1日一部改正（第1条、第2条、第7条、第8条第2項、第9条第1項、第10条第1項及び第11条）

平成28年1月16日一部改正（第1条）

平成29年2月11日一部改正（第8条第1項）

平成29年3月11日一部追加（第3条）

平成30年2月12日一部改正（第1条）

平成31年2月11日一部改正（第9条第2項、第11条第2項）